

平成25年(ワ)第6103号, 第19720号 福島原発事故損害賠償請求事件

判 決 要 旨

東京地方裁判所民事第50部

裁判官 水野有子, 浦上薫史, 仲吉統

平成30年3月16日(金)午後3時00分東京地方裁判所103号法廷言渡し

原告ら 47名

被告ら 東京電力ホールディングス株式会社(被告東電), 国(被告国)

第1 主文(一部認容, 認容額合計5923万9092円)

1 被告らは, 連帯して, 別紙認容額等一覧表「原告番号」欄記載の各原告(原告16-2, 原告16-3, 原告16-4, 原告17-4及び原告17-5を除く。)に対し, 各原告に係る同一覧表の「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告16-2, 原告16-3, 原告16-4, 原告17-4及び原告17-5の請求並びにその余の原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は,

(1) 別紙認容額等一覧表「原告番号」欄記載の各原告(原告16-2, 原告16-3, 原告16-4, 原告17-4及び原告17-5を除く。)と被告らとの間に生じた訴訟費用は, 各原告に係る同一覧表の「訴訟費用負担割合」欄記載の割合の費用を当該各原告の負担とし, その余を被告らの負担とし,

(2) 原告16-2, 原告16-3, 原告16-4, 原告17-4及び原告17-5と被告らとの間に生じた費用は, 当該原告らの負担とする。

4 この判決は, 第1項に限り, 仮に執行することができる。

ただし, 被告らが別紙認容額等一覧表「原告番号」欄記載の各原告(原告16-2, 原告16-3, 原告16-4, 原告17-4及び原告17-5を除く。)に対し, 各原告に係る同一覧表の「担保額」欄記載の各金員の担保を, 各自供するとき, 当該被告は, 当該担保を供した原告との関係でその執行を免れることができる。

※本要旨では、主文第3項(1)及び第4項に記載した別紙認容額等一覧表における「訴訟費用負担割合」及び「担保額」の記載を割愛する。

第2 事案の概要

本件は、平成23年3月11日当時、福島県福島市、郡山市、いわき市又は田村市に居住していた（ただし、一部未出生の者がいる。）原告ら47名が、同日に発生した東北地方太平洋沖地震（本件地震）及びこれに伴う津波（本件津波、本件地震と併せて本件震災）に伴い福島第一原子力発電所（本件原発）から放射性物質が放出される等の事故（本件事故）が発生したことによって避難を余儀なくされ、これに伴い各種損害が生じたと主張して、本件原発を設置、運転していた被告東電に対しては、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）3条1項、民法709条又は民法717条1項に基づき、被告国に対しては、本件原発の敷地高を超える津波を予見しながら規制権限の行使を怠った等と主張して国家賠償法1条1項に基づき、連帯して、発生したと主張する損害の一部請求として、各原告に対して、各損害賠償金（合計請求額6億3468万3800円）及びこれに対する本件事故が発生した日である平成23年3月11日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金を支払うことを求めた事案である。なお、本件訴訟提訴時原告数は48名であり、訴訟係属中に1名が死亡している。

本件訴訟提訴時原告らは、未出生の者等の一部の者及び田村市に居住していた下記1名を除き、平成23年3月11日（本件震災発生）当時、生活の本拠としての住居を、福島市、郡山市又はいわき市に置いており、これらの原告らの本件事故時住所地はいずれも政府又は地方公共団体による避難指示等の対象となっていないが、中間指針等が定める「自主的避難等対象区域」となっており、よって中間指針等又は被告東電の賠償基準で精神的損害等に対する賠償が一定認められている。原告らのうち1名は本件事故当時田村市に居住しており、当該住所地は、平成23年4月22日に緊急時避難準備区域に指定され、同指定は同年9月30日に解除された。本件訴訟提訴時原告らは、訴訟係属中に死亡した者を除き、その多くが口頭弁論終

結時現在に至るまで避難を継続しており、福島県に帰還した原告らもその家族（本件訴訟の原告らである）が避難を継続している。

第3 被告東電及び被告国の本件事故に対する法的責任に関する本判決要旨を理解するための本判決事実認定の要旨

1 原子炉に求められる安全性の程度等についての考え

原子力安全委員会安全目標専門部会は、平成18年3月28日に発電用原子炉施設の性能目標は、既設炉、新設炉を問わず、炉心損傷頻度は1万年に一度、格納容器機能喪失頻度は10万年に一度の両方が同時に満足されることであるとした。

2 本件事故前の地震・津波に対する知見について

(1) 平成9年頃までの一般防災における津波対策の考え方の変遷等

従来、津波は構造物で十分に防げるという考え方が浸透していたが、平成5年に発生した北海道南西沖地震では、既往津波を前提として、構造物である防潮堤による津波対策をしていたにもかかわらず、大きな被害が発生し、これを契機に構造物のみならず、防災教育や避難訓練などのソフト面を組み入れた総合防災対策が考えられるようになっていった。被告国の7省庁又は4省庁は、平成9年に、それぞれ7省庁手引き、4省庁報告書（以下、両者を併せて「4省庁報告書等」という。）と本判決で定義した報告書等を策定し、ここでは、一般的に津波防災施設の整備においては既往津波のみを考慮するのではなく、想定し得る最大規模の地震も考慮することがうたわれ、さらに既往津波及び想定津波を上回る津波への備えの必要性が指摘された。

(2) 津波評価技術

電気事業連合会（電事連）や当時の通商産業省資源エネルギー庁は、4省庁報告書等の策定が進む頃から、4省庁報告書等への対応について議論をしていた。これらを受け、電事連において、津波評価の「バラツキや安全余裕」の技術的検討を行うこととされ、これが当時の社団法人土木学会（以下、単に「土木学会」という。）に委託され、土木学会内部の津波評価部会は、平成14年2月に「原子力発電所の

津波評価技術」（以下「津波評価技術」という。）を公表した。これは、「原子力発電所の設計津波水位の標準的な設定方法を提案した」ものであり、「プレート境界付近、日本海東縁部および海域活断層に想定される地震に伴う津波」の検討結果に基づき設計津波水位を評価することを基本とするものである。津波評価技術は、想定津波の予測計算に伴う不確実性を考慮するために、「パラメータスタディ」と呼ばれる手法を行うこととしており、他方で、不確実性をこれによって考慮しているため、津波評価技術で算出された想定津波水位について、それ以上の安全裕度を持たせることはしていない。津波評価技術に基づき、被告東電が実施した本件原発についての津波評価結果は、本件原発における護岸前面における設計津波水位最大値は、O. P. +5.4～5.7mというものであった。ここで「O. P.」（小名浜港工事基準面）とは本件原発において高さを表す場合に用いられる単位で、本件原発1ないし4号機の原子炉建屋等の主要な建屋が設置されているエリアの高さ（以下「本件原発1～4号機建屋敷地高」という。）はO. P. +10mである。

(3) 本件長期評価

本件長期評価は、文部科学省の下に置かれた地震調査研究推進本部（以下「推進本部」という。）地震調査委員会が、平成14年7月31日に公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」と題する上記領域におけるの長期的な観点での地震発生可能性等について評価した結果をとりまとめたものである。本件長期評価は、日本海溝沿いの「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」において、「1896年明治三陸地震と同様の地震は同領域内のどこでも発生する可能性がある」（以下、この想定を「本件長期評価の震源想定」という。）とした上で、同領域において明治三陸地震の津波マグニチュード（Mt）とされたMt8.2前後の津波地震が、領域全体では今後30年以内の発生確率20%程度、今後50年以内の発生確率30%程度であり、同領域の中の特定の海域では、今後30年以内の発生確率6%程度、今後50年以内の発生確率9%程度であると推定した。

(4) 溢水勉強会

平成16年に発生したインドのマドラス原子力発電所におけるスマトラ沖地震津波に伴う非常用プロセス海水ポンプ水没事故（以下「マドラス原発外部溢水事故」という。）を受け、原子力安全・保安院及び独立行政法人原子力安全基盤機構共催で、被告東電を含む事業者や電事連がオブザーバー参加する溢水勉強会が平成18年1月から連続的に開催された。同年5月に実施された勉強会で、被告東電は、本件原発の原子炉建屋等の主要建屋設置エリア敷地高を1m超過する津波が継続すると仮定したときの原子炉施設への影響を検討、報告しているところ、そこでは原子炉の安全停止に関わる電動機等の機能喪失のほか、非常用炉心冷却設備が限定された時間であるものの機能喪失することが確認されている。

(5) 被告東電平成20年推計

発電用軽水型原子炉施設の設置許可申請に係る安全審査のうち、耐震安全性確保の観点から耐震設計方針の妥当性について判断する際の基礎を示すことを目的として原子力委員会が定めていた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」は、平成18年9月に原子力安全委員会によって大きく改訂された（以下、この改訂前のものを「旧耐震設計審査指針」と、改訂後のものを「新耐震設計審査指針」という。）。旧耐震設計審査指針のときから、原子炉施設の各種施設の重要度を分類し、最重要の施設については、概ね建築基準法に従った方法で定められる地震力に3を乗じた地震力に耐えるという耐震設計が要求されていた。また、新耐震設計審査指針は、「施設の供用期間中に極めてまれであるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないことを「十分考慮した上で設計されなければならない」とする「地震随伴現象に対する考慮」を新設した。原子力安全・保安院は、被告東電を含む原子力事業者らに対して、既設発電用原子炉施設等についても新耐震設計審査指針に照らした耐震安全性（地震随伴現象についても含む。）の評価実施と報告（以下「耐震バックチェック」という。）を指示した。

被告東電社内では、耐震バックチェック指示を受けた津波評価を検討する過程で、

本件長期評価の震源想定について津波の専門家の意見を聴取したところ、平成20年2月26日に「福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できず、波源として考慮すべきである」との意見が述べられたため、被告東電は、子会社に津波評価を委託し、同年4月18日付で、その回答があった。ここにおいては、本件長期評価の震源想定に基づき、津波評価技術で示された明治三陸地震の波源モデルをそのまま福島県沖日本海溝沿いに移した上で津波評価技術の手法に基づき試算がなされており、結果、最大となるケースで本件原発1ないし4号機の建屋南側敷地で浸水高O. P. +15.7m等との試算が得られた（以下「被告東電平成20年推計」という。）。これを受けても、被告東電社内の方針は、本件長期評価の震源想定は、直ちに設計に反映させるレベルのものではないと思料され、当該知見については、土木学会に検討してもらい、当面の間、耐震バックチェックは津波評価技術に基づいて行う、と決定された。

3 SA等とそれらについての国際的な水準

(1) 意義と国際的な水準

原子炉施設において、「設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心が重大な損傷に至る事象」を一般にシビアアクシデント（以下「SA」という。）と呼ぶ。ここで「設計基準事象」とは、原子炉施設に起こり得る様々な異常や事故のうち大きな影響が発生するような代表的な事象であって、安全評価上、その事象の起こりやすさにかかわらず、その事象の発生が想定されるものをいう。そして、設計基準事象を超え、炉心が大きく損傷するおそれのある事態が万一発生したとしても、現在の設計に含まれる安全余裕や本来の機能以外にも期待し得る機能若しくはその事態に備えて新規に設置した機器を有効に活用することによって、その事態がSAに拡大するのを防止するため、又はSAに拡大した場合にその影響を緩和するためにとられる措置（手順書の整備並びに実施体制や教育・訓練等を含む。）をSA対策又はアクシデントマネジメント（以下「AM」という。）

という。

国際的には、平成8年には、国際原子力機関（IAEA）が、深層防護と呼ばれる異なる防護レベルの独立した有効性を求める見解のもとに、第4の防護レベルとしてSA時の対応を、第5の防護レベルとして事故に起因する放射性物質の放出の対応を求めることを明文化するなど、原子力発電所の安全対策としてSA対策を求める考え方が取り入れられていた。米国やイギリスでは、このSAの原因事象として地震や航空機テロといった外部事象も想定されていた。

(2) 我が国のSA対策

我が国では、平成4年に、通商産業省によって、被告東電を含む原子力事業者らに対して、SA対策を自主的に取り組むことが強く奨励され、これに基づき被告東電は、平成14年までに本件原発について一定のAM策を講じた。しかし、通商産業省によって強く奨励されたものも被告東電が実施したものも、いずれもその原因事象が原子炉施設内にある内部事象であるものに限られ、上記自然現象等の外部事象に基づくSAについては対象外とされた。

4 本件事故の機序の概略

本件事故の機序の概略は、本件地震によって本件原発へ外部電源を供給するライン等が損傷し、外部電源が供給されなくなったところ、本件原発（1～6号機がある。）の主要建屋が設置されているエリアの敷地高を大きく上回る津波が到来し、非常用電源設備の多くが被水する等して機能喪失した結果、本件原発1ないし4号機で全交流電源が喪失する（1、2及び4号機では直流電源も喪失する）等して電源を要する各種冷却設備等が機能せず、よって原子炉停止後も崩壊熱を発生続ける炉心を冷却することができず、運転中であった1～3号機において炉心が損傷・溶解し、炉心を閉じ込めている圧力容器、格納容器が損傷する等して放射性物質が外部に大量に放出されるに至ったというものである。

第4 当裁判所の判断の要旨①被告東電の本件事故に対する義務違反

1 被告東電の義務違反の判断について

被告東電は、原賠法3条1項に基づき本件事故と相当因果関係のある原告らの損害について賠償責任を負うところ、原賠法は、同法3条1項本文に該当する損害については、原子力事業者に対する民法上の損害賠償責任規定の適用を排除しているものと解されるから、原告らの被告東電に対する民法709条又は717条1項に基づく損害賠償請求は理由がない。もっとも、本件においては、被告国の規制権限不行使の違法性を判断する前提として、また原告らの主張する損害のうち慰謝料の算定のためにも、被告東電の故意又は過失に基づく行為（不作為を含む）によって本件事故が起こったか、また過失に基づく行為であったとしたときその程度（被告東電の義務違反の有無及び程度）を判断する。

2 原子力発電所の性質及びそこで求められる安全性の程度

本件事故前の我が国法律において、原子力発電所が有用なものとして法律上認められていることからすると、それに求められる法的な安全性は、絶対的（100%事故が生じない）なものではなく、相対的なもので足りるが、その程度は、実際に一度重大な事故が起こったときに生じ得ることが想定される被害の内容、性質及び程度とそれを防ぐために必要な社会的コストを比較衡量して判断すべきものであり、その判断に際しては、法の趣旨、国際的な水準等を勘案した上で、社会通念、すなわち合理的な一般人又は我が国一般国民が原子力発電所に如何なる程度の安全性を期待するかを斟酌すべきものと解する。

この点から検討するに、原子力発電所は、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであり、その安全性が確保されないときは、我が国国民等である当該原子力発電所の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の国土の環境を放射能によって汚染するなど、極めて深刻な災害を引き起こすおそれがあるものである。そして本件事故前の原子力基本法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制等に関する法律（炉規法）、電気事業法（電業法）及び原子力災害対策特別措置法（原災法）の規定からすれば、これら法の趣旨は、原子力発電所の上記性質を踏まえ、原子力発電所が引き起こすおそれの

ある炉心損傷を伴う重大な事故（特に、格納容器機能が喪失する極めて重大な事故）及びそれによる深刻な災害を万が一にも起こらないようにするためのものであると解され、またその趣旨や考慮されている被害の性質等に鑑みると、少なくとも炉規法24条1項3号及び4号、電業法39条1項及び40条は、原子力発電所周辺に居住し、その事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全、環境的利益、人格的利益及び財産的利益等を個々人の個別的利益としても保護しているものであって、原子力事業者である被告東電に対して、上記範囲の住民との関係で、原子力発電所が引き起こすおそれのある重大な事故及び深刻な災害を万が一にも起こらないようにする程度の安全性を維持する義務をも定めているものであると解するのが相当である。

以上を踏まえて原子力発電所に求められる安全性（上記「重大な事故及び深刻な災害」並びに「万が一」という言葉が想定する安全性）の具体的な程度については、上記のとおり甚大な被害が起こり得るものであることを踏まえて、設置許可等の規制をすべき被告国の機関である原子力安全委員会安全目標専門部会が、発電用原子炉施設の性能目標として、既設炉を含めて、炉心損傷頻度は1万年に一度、格納容器機能喪失頻度は10万年に一度の両方が同時に満足されることであるとしたこと、国際的にも同程度の安全性が求められ、設計基準事象を超える自然災害を含むSA対策に対する深層防護も求められていることを十分に斟酌することが必要である。

3 被告東電の予見義務違反

(1) 結論

本件においては、結果回避義務を検討するために、予見義務の対象としては、(ア)本件津波と同程度の津波及び(イ)本件原発1～4号機建屋敷地高であるO. P. + 10 mを超える津波と分けて考えることとする。

本件長期評価が出された平成14年7月31日から相応な期間内である平成14年中には、被告東電には、本件長期評価から想定される程度の津波について予見義務があったと解することが相当である。そして、本件長期評価から想定される程度

の津波について予見義務があるときには、(ア)本件津波と同程度の津波の予見義務があると解すべきであり、少なくとも、(イ)本件原発1～4号機建屋敷地高であるO.P. +10mを超える津波を予見する義務があったことは明らかである。

(2) 本件長期評価から想定される程度の津波に予見義務が認められる理由の要旨
平成9年頃以降においては、一般防災の場面でさえ、既往津波を超えた想定津波や想定津波を超えた津波を防災の対象としているものであって、一度炉心が損傷する重大な事故やそれが進展した格納容器機能が喪失する極めて重大な事故が起これば甚大な被害が想定できることから、原子力安全委員会安全目標専門部会が、性能目標として既設炉を含めて炉心損傷頻度は1万年に一度、格納容器機能喪失頻度は10万年に一度の両方が同時に満足されることであるとしていて、国際的にも同程度の安全性が求められている原子力発電所においては、国際的に外部事象によるSAにも対策を講ずるべきであるとされていたことも併せ考えると、発生可能性や頻度を科学的に一義的に特定することが困難な津波について、安全側に立って、科学的な立証や学会の統一の見解の形成まではなくとも、相当な権威のある機関や専門家等によって相当な手続で、相当な根拠をもって作成された科学的に十分に合理的な見解に基づく結果に関しては、予見義務があると解することが相当である。

そして津波に対する防災のための被告国の機関であって、当時の有力な地震学者及び津波学者が集った推進本部が、平成14年7月31日に公表した本件長期評価は、相当な権威のある機関や専門家等によって相当な手続で、相当な根拠をもって作成された科学的に十分に合理的な見解であると認められ、本件長期評価が、「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」においてMt 8.2程度の津波地震が、本件原発沖である福島県沖日本海溝寄り領域も含む同領域の特定の海域では、今後30年以内の発生確率6%前後、今後50年以内の発生確率9%程度であると推定したことによって、被告東電においては、本件長期評価の公表時から数か月以内に、後に被告東電平成20年推計と類する計算をすれば、上記の確率と推定された津波地震及びそれによって想定される津波が起こることを予見し得、また予見義務があったと

解される。

(3) 本件長期評価から想定される津波に予見義務があるときの帰結

ア 本件津波と同程度の津波の予見義務があること

本件長期評価から想定される津波を直接的、具体的に特定する証拠はない。被告東電平成20年推計はその特定を目指したものであるところ、正確性に疑義があり、本件長期評価の震源想定を前提とした場合に、どのような波源モデルが合理的であるのかを認めるに足りる証拠はなく、合理的なものを採用したときに、その数値が被告東電平成20年推計より津波高が低くなる等の可能性もあるが、逆に高くなる等の可能性もある。また、考え得る想定限界が被告東電平成20年推計であるとして、ある程度科学的に解明が進んでいる地震動において重要施設については概ね建築基準法に従った方法で定められる地震力の3倍の地震力に耐えられる強度が求められるときに、より解明が進んでいない津波に安全裕度を一切考えないことは合理的でない。そのように考えると、本件長期評価から想定される津波が起きることについて予見義務があるときは、本件津波と同程度の津波にも予見義務があると解することが相当である。

この点に関し、津波評価技術におけるパラメータスタディだけで津波の不確実性が考慮され尽くされており、それ以上に安全裕度を設ける必要がないとはいえない。

イ 少なくとも本件原発1～4号機建屋敷地高を超える津波について予見義務があること

仮に、より保守的に考え、本件長期評価から直接想定されるべき津波からは本件津波と同程度の津波までの予見義務はないとの見解を採用したとしても、少なくとも、本件原発1～4号機建屋敷地高であるO.P.+10mを超える津波は想定でき、それを予見する義務があったことは明らかである。

4 結果回避可能性及び因果関係

(1) 被告東電の行為義務違反

前記3のとおり平成14年中には、被告東電に、本件長期評価に基づき、本件長

期評価から直接想定される程度の津波、すなわち、本件津波と同程度の津波、少なくとも、本件原発1～4号機建屋敷地高であるO. P. +10mを超える津波を予見する義務があったものである。そして、以上の認識し得た内容は、一定の結果回避措置を特定するに十分な内容であり、被告東電は、遅くとも予見義務が発生した時点である平成14年末頃から上記津波到来を予見した上でその対策の検討に着手し、その検討を経て、遅くとも平成18年末までには本件原発で上記津波の対策自体に着手すべき義務があったと認められる。

そうであるのに、被告東電においては、現実には、研究を深めるのみで、具体的な対策に着手していない。なお、津波対策としていかなる対策が合理的であるか、は確かに高度な科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が要求されるものであり、そのような対策を実効的に検討可能であって、かつ検討すべきは、本件原発の構造を熟知し、又は熟知することができ、かつすべきである原子力事業者たる被告東電（及びその安全規制者である被告国）であるから、被告東電において、実効性のある対策のうち、どのような対策をとるかについては広範な裁量を有するものと解すべきである。もっとも、どのような対策をとるかについては、裁量は認められるものの、前記2記載の原子力発電所の有する潜在的危険性及び求められる安全性の程度に鑑みると、具体的な対策をとらず、研究だけを進めるということでは足りない。そうすると、被告東電が、平成18年末時点で、具体的に対策に着手していないことは、結果回避行為を不実施であるという点で行為義務違反であることは明らかである。

(2) 結果回避可能性及び因果関係を基礎付ける事実の主張立証責任

ア 原子力発電所の特殊性による主張、立証の負担の転換

(ア) 本件訴訟においては、本件津波に対する回避措置の合理性並びに結果回避可能性及び因果関係を検討するために不可欠な本件原発の詳細構造に関する資料は被告東電及びその相被告である被告国側が保持しており、そのため結果回避可能性を検討するために不可欠な本件事故の詳細な経緯を検討する材料も被告ら側が保持し

ているものであり、これらを詳細に原告らが主張立証することは不可能に近いといえる。以上の点を考慮すると、例えば原告らの主張するある程度特定した具体的な結果回避行為となる措置（結果回避措置）によってかえって本件原発の安全性が害される等といったそれに伴う不利益に関しては被告らが具体的に主張、立証すべきと解することが相当である。

(イ) さらに、予見義務がある津波に対しては、どのような結果回避措置が合理的であるかを特定し、それらの措置を講じていても本件事故が回避不可能であったことを基礎付ける事実等結果回避可能性がなかったことを基礎付ける事実を、原子力事業者又はその安全規制者である被告らにおいて、相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、被告らが結果回避措置に関する右主張、立証を尽くさない場合には、被告らが合理的な津波対策を怠り、その結果本件事故が生じたことが事実上推認されるものというべきである（最判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁（伊方原発最判）参照）。

(ウ) また、仮に、結果回避措置の特定については、原告らに一定具体化する義務があるとの見解を採用するとしても、その、一定具体化された措置が実施できなかったこと、又は、その措置を講じていても本件事故が回避不可能であったこと等結果回避可能性を否定すべき事実を、原子力事業者又はその安全規制者である被告らにおいて、相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、被告らが右主張、立証を尽くさない場合には、結果回避可能性及び因果関係があることが事実上推認されるものというべきである。

イ 一般的な結果回避可能性及び因果関係についての考え方

上記アの見解を採用するか否かを問わず、原告らの主張する具体的な結果回避措置が本件事故の発生や進展を阻害する有力なものであって、本件震災時の本件事故における現実の因果の経過と大幅に異なる経過をたどるとまでの立証ができたときには、原告らの主張する結果回避措置によって本件事故自体は防げたものと解されるから、そのような措置をとったとしても、本件事故と同様の極めて重大な事故が

起こったことの立証の負担は被告らにあると解される。

(3) 予見義務について本件津波と同程度の津波と解した場合

当裁判所は、平成14年中の予見義務の対象は、本件津波と同程度の津波であると解するところ、この見解を前提とすると、被告東電において、本件津波と同程度の津波によっても炉心損傷する重大な事故の発生を防護すべく措置を講じておくべきである。そうであるのに、被告東電においては、結果回避措置については一切とっておらず、また、とるべき結果回避措置及びそれをとったとしても、本件事故が防げなかったことの具体的な主張、立証はないから、前記(2)ア(イ)から、結果回避可能性及び因果関係が認められる。

仮に前記(2)ア(イ)、(ウ)の見解を採用しないにしても、被告東電においては、結果回避措置を選択する裁量があっても、何らの対策をとらない裁量はないと解されるから、少なくとも、原告らが主張する①防潮堤等の設置（以下単に「①防潮堤」という。）、②原子炉建屋（特に原子炉冷却機能を有する設備等重要施設）の水密化（以下単に「②水密化」という。）、③配電盤等又は非常用電源の本件津波の浸水高を超える高台又は建屋上部（高所）設置（以下単に「③高所設置」という。）のうち、少なくとも一つの対策をとる義務があったと解することが相当である。そして被告東電が、上記①防潮堤、②水密化又は③高所設置のいずれかの措置を実施していれば、本件事故を回避できたと認められるから、結果回避可能性も因果関係も認められる。

(4) 予見義務について本件原発1～4号機建屋敷地高O. P. + 10mを超える津波であると解した場合

当裁判所の見解と異なり、本件長期評価から想定される津波について予見義務があるときに本件津波と同程度の津波についての予見義務ではなく、本件原発1～4号機建屋敷地高O. P. + 10mを超える津波についての予見義務までしか認められないと解した場合、確かに①防潮堤と③高所設置の対策については結果回避可能性及び因果関係は認め難い（他方で②水密化については結果回避可能性及び因果

関係が認められる。)

しかしながら、このように解したとしても、④上記①ないし③を除いた、津波という外部事象による全電源喪失を想定したバッテリー設置、手順策定等の対策（以下、単に「④その余の対策」という。）については、費用も少なく、ある程度効果があり、我が国の津波防災において一般的に採用されている発想であるから、この対策をとっていなかったことが正当化される余地はないと解され、被告東電には、他の対策と重ねて、又は、どれだけ最低限を考えても単体で④その余の対策をとるべき行為義務がある。④その余の対策の内容としては津波という外部事象による事故を想定すれば、全交流電源・直流電源喪失が想定できるものであるから、被告東電においては、①その場合の対策を検討し、本店、所長及び当直員（運転員）等立場に応じた手順を定め、②そのために必要な施設（例えば1号機については直流電源バッテリーや簡易な交流電源等）を設置し、③策定された手順に基づく教育・訓練をすべきこと（それによる非常用炉心冷却装置等についての十分な理解を含む。）は明らかであり、これらの対策を実施すれば、本件原発2号機、3号機においては炉心損傷を避けることができ、1号機においてもその程度を相当程度低めることができ、少なくとも格納容器の機能喪失はなかったと認められ、放射性物質の放出量を相当抑えることができたと解される（なお判決原文においては、1ないし3号機について具体的にとられるべき対策、設備等についてより具体的に示している）。そうすると、結果回避可能性及び因果関係について前記(2)ア(イ)、ウで述べた見解をとらずとも、④その余の対策には結果回避可能性及び因果関係がある。

(5) 被告東電の義務違反の有無のまとめと程度

被告東電には、遅くとも平成14年中に本件原発に、本件津波と同程度の津波、又は、少なくとも、本件原発1～4号機建屋O. P. +10mを超える津波が到来することを予見する義務があったのに、それを怠り、そのことによって、平成18年頃までに開始すべき本件事故を回避するために必要な対策をとる義務を怠り、本件事故を惹起したものといえ、その点に、義務違反があったと解される。

もつとも、被告東電においても、本件長期評価後それも踏まえ、対策をとるべき津波について研究を続け、少なくとも、津波評価技術に対しては対応をしていたものであること等からすると、被告東電の義務違反は、慰謝料を加算する程度のものとは認め難い。

第5 当裁判所の判断の要旨②被告国の本件事故に対する国賠法上の責任（経済産業大臣の規制権限不行使の違法性）

1 経済産業大臣の規制権限

本件事故前の電業法39条は、事業用工作物設置者にその事業用工作物が「経済産業省令で定める技術基準」に適合するよう維持する義務を定め、当該「技術基準」として原子力施設については、本判決で省令62号と定義する経済産業省令が存在しており、このように同条は、経済産業大臣に省令62号の制定権限を与えていた。また、電業法40条は、経済産業大臣に、事業用工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物設置者に対し、技術基準に適合するよう事業用電気工作物を修理、改造、移転、使用一時停止、使用制限を命ずる（技術基準適合命令）権限を認めていた（以下、これら省令制定権限及び技術基準適合命令権限を併せて「本件各規制権限」という。）。電業法は、経済産業大臣の本件各規制権限の行使について裁量を与えていると解され、また本件各規制権限は原子炉の基本設計にも及ぶと解される。

2 本件における規制権限不行使の判断枠組み

本件各規制権限の規制分野は科学的専門的分野で、その規制によって我が国のエネルギー政策に一定の影響があることが推認されるが、このことは経済産業大臣の本件各規制権限行使に裁量が認められる方向に働く事実であるし、技術基準適合命令に違反した者には罰則が科されるところ、このことは技術基準適合命令を出すに際しては慎重となるべき事情である。

しかし、他方、①原告らが主張する被侵害利益は規制法規が直接保護しているものであること、②規制法規が保護している利益には重大かつ不可逆的なものが含ま

れていること、③規制権限の不行使によって深刻な災害が発生したときの被害は甚大であること、④原子力発電所はそのように潜在的に甚大な被害をもたらし得る危険のある施設であるが、他方、有用性が高いと認められるから、我が国法上、被告国の継続的な監督によってはじめて被告東電などの原子力事業者が設置・運転をすることが可能とされていること、被告国自身が原子炉施設の安全と保安について電力事業者とともに責任があることを表明していること、現実にも、被告らは、原子力発電所の安全を実現するための密接な協力関係にあり、現に、津波対応についても、協力していたことに鑑みると、経済産業大臣において、本件事故の予見義務違反があり、結果回避義務違反及びそれらと本件事故との因果関係があるときは、権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くものといえと解される。

3 被告国の予見義務

被告東電の予見義務に関して述べたところに、上記2で指摘した点も鑑みると、経済産業大臣においても、被告東電と同様、平成14年中には本件津波と同程度の津波、又は、少なくとも本件原発1～4号機建屋敷地高O. P. +10mを超える津波についての予見義務はあったと解することが相当である。

4 被告国の結果回避義務違反並びに結果回避可能性及び因果関係

被告国においては平成14年中に上記津波に対する予見義務があったものであるから、その時点で何らかの対策を検討すべき義務が発生したと解される。ここで、前記のとおり、被告国において、本件各規制権限を行使するに当たって、裁量が認められ、例えば、当面は行政指導をし、それが奏功しないとき、時機をみて規制権限を行使するなどの選択もあると考えられる。もっとも、津波による炉心が損傷する重大な事故、それが進展した格納容器機能が喪失する極めて重大な事故によって想定される被害は甚大であること、マドラス原発外部溢水事故、溢水勉強会、新耐震設計審査指針の策定と耐震バックチェック指示など平成18年までに結果回避行

為の必要をうかがわせる事情が積み重なっていったこと、特に、被告国（原子力安全委員会）自身が性能目標を掲げるなどし、そのことも踏まえ、民主主義に基づく国民の選択により、原子力行政が行われていたものであるところ、上記のとおり予見義務が発生したということは、その目標に反する具体的な危険を被告国が知り得たということであるから、経済産業大臣においては、平成18年末までには本件各規制権限を行使し、原告らが主張するとおり省令62号を改正し、技術基準適合命令を出すべき法的義務があったと解さざるを得ない。

そして、経済産業大臣において、平成18年末に本件各規制権限を行使すれば、被告東電においては可及的に速やかにそれに着手し、それによって本件事故は回避できたと解される。技術基準適合命令によって求められる具体的内容は、経済産業大臣に裁量があると解されるが、そうであっても本件事故の結果回避可能性が認められることは、被告東電で判断したことと同様である。

5 結論と被告東電の責任との関係

以上から経済産業大臣の本件各規制権限不行使には違法性があると認められ、それによって、本件事故が引き起こされたといえるから、被告国は、本件事故と相当因果関係のある損害賠償を負うと解される。

被告東電の本件事故に基づく損害賠償債務と被告国の本件各規制権限を行使しなかった不作為に基づく損害賠償債務は、不真正連帯債務の関係に立つと解される。被告国の責任は被告東電に比して補充的に過ぎないとの被告国の主張は、被告国と被告東電間の内部的な求償関係の場面に限れば、理解できるが、本件における対外的な責任については、原子力の利用の一環である原子力発電所の在り方は、事の性質上、国家の政策に関わる問題であって、我が国においても、被告国がその推進という政策を主体的に採用した上で、自らの責任において、被告東電に対し、本件原発の設置を許可し、その後も不断の監督をした上で、許可を維持していたものであること、被告国は国民等に対して、原子力発電所に高い安全性を求めることを明示していたことなどの諸事情を考慮すると、少なくとも、被告国について、本件事故

によって損害を被った者との対外的な関係において、その立場が補充的であることを根拠に、その責任を制限すべきではない。

第6 当裁判所の判断の要旨③相当因果関係及び損害総論

ここでは、本件事故前に避難指示等区域外に居住していた原告ら（原告8を除き訴訟係属中に死亡した亡原告9-7を含む原告ら、以下「本件区域外原告ら」という。）について、被侵害利益、相当因果関係及び損害に関する総論的な考え方を示す。

1 本件区域外原告らの避難開始と本件事故との相当因果関係及び被侵害利益

(1) 本件区域外原告らの避難開始と本件事故との相当因果関係

本件区域外原告らの避難開始理由は、避難開始時点の放射性物質の汚染状況、及び避難開始時点以降の本件事故進展による放射性物質汚染拡大によって自ら又は家族等の生命及び身体、すなわち、健康に対する被害の危険があると判断したことによると主張しているものと解される。

ここで低線量被ばくによる健康影響については「約100mSv未満の線量でも、線量が増加すると、それに直接比例して放射線に起因するがん又は遺伝性影響の発生確率は増加する」と考えるLNTモデルが存在するところ、LNTモデルは、科学的に証明された事実であるとまで認めることはできないものの、①LNTモデルは科学的に有力な見解であり、100mSv以下の低線量被ばくにおいてもLNTモデルに従った確率での低いがん死リスクの増大につながる可能性があつて、②国際的には、放射線防護の観点から、LNTモデルに従った運用が多く採用されていると認められ、かつ、③一般通常人としては、LNTモデルが科学的に真実であると考えすることは合理的であると認められる（以下、①から③までの認定を「本件LNTモデル認定」という。）。この本件LNTモデル認定に加え、客観的な本件区域外原告らの避難開始日日までの本件事故の進展（避難指示等の拡大を含む。）、新聞報道等、当時、本件区域外原告らとその汚染の程度を知る術はなく、積極的に健康への侵害の危険がないと合理的に判断することはそもそも不可能であったこと

等を総合的に考慮すると、本件区域外原告らはその時点での放射性物質の汚染や本件事故の進展による将来的な放射性物質の汚染の拡大による健康への侵害の危険が一定程度あると判断した上で、その判断を踏まえ、避難開始による得失と避難しないことによる得失の両者を勘案し、避難開始をすとした判断は、本件区域外原告らの本件事故時住所地における居住地の選択についての判断として、合理的なものであって、そのような判断に基づく避難開始と本件事故とは相当因果関係が認められる。

(2) 被侵害利益

上記の場合に、本件区域外原告らのどのような権利・利益が侵害されたと解すべきかを検討する。ここで、何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転の自由を有する（憲法22条1項）ことから、自己の生活の本拠を自由な意思によって決定する権利（以下「居住地決定権」という。）を有し、その権利は法的保護に値するものである。そして、本件区域外原告らにおいては、本件事故がなければ、自由な意思によって、主体的に判断した上で、自己の生活の本拠を選択し、平穩に、従前の居住地における居住を継続し、そこで得ることができた各種の利益を享受することが可能であったのに、本件事故があったことによって、放射性物質による汚染及び本件事故の進展による将来的な放射性物質の汚染の拡大による健康への侵害の危険を甘受した上で従来の居住地での居住を継続し、従前の各種の利益を受けつつその生活を継続するか、そこで居住することによって得ることができていた各種の利益をあきらめ、その危険を回避するため避難をするかの選択を迫られることとなったところ、そのような地位に立たされることになること自体が、本件区域外原告らの居住地決定権に対する制約であると解される。そして、これらの制約は、本件区域外原告らの意図・行動とは何ら無関係に強制されたものであり、また本件事故という万が一にも起きてはならなかった事態から生じたものであるから対立する法益も想定し難い。そうすると、本件事故による上記の制約は、居住地決定権の侵害（以下「本件居住地決定権侵害」という。）と評価すべきものである。

本件区域外原告らは避難の開始後も、避難先への継続滞在又はそれ以外の地域への移動等の避難を継続するか、又は本件事故時住所地へ帰還するかを選択を引き続き強制されるという不安定な地位に立たされ、本件区域外原告らが避難を継続した場合、従前の居住地を中心とする人間関係や社会関係を含む生活基盤から切り離されることになる。このような生活基盤が安定し、一貫していることは、人間の健全かつ安定的な人格維持、人格形成及び人格陶冶を図る前提であるから、本件区域外原告らの避難開始後の上記のような状態は多大な精神的苦痛をもたらすものであるといえ、原告らが主張する包括的生活利益としての平穩生活権を脅かすものである。そして、このことは、本件区域外原告らの避難開始時の本件居住地決定権侵害の結果として生じる結果であり、独立の法益侵害ととらえるのではなく、本件居住地決定権侵害の結果としての重大性を示すものとしてとらえることが相当である。このようにとらえると、たとえ、一旦避難した後、比較的早期に帰還した本件区域外原告らであっても、避難を継続した本件区域外原告らと同様に、本件居住地決定権侵害を受けたものといえ、慰謝料が認められるべきと判断するのが相当である。さらに、本件区域外原告らの中には、本件事故前はともに居住生活していた家族の一部が帰還する等して家族別離が生じている者がいるところ、当該事態は家庭生活の平穩という上記生活利益の中でも重要な法的利益が侵害される事態を導くところ、当該事態も、同様に、本件居住地決定権侵害の結果として生じるものといえるものであり、家族別離が生じたことは、本件居住地決定権侵害の結果の重大性を示すものとして、損害の評価において考慮されるべきである。

2 本件区域外原告ら等の避難継続と本件事故との相当因果関係

本件において本件区域外原告らの主張する損害は、本件区域外原告ら又はその家族（以下「本件区域外原告ら等」という。）の避難行為によって生じた損害と主張されるものが多いため、総論として、避難開始と避難継続とに分けられる本件区域外原告ら等の避難行為と本件事故との相当因果関係を検討するところ、避難開始と本件事故との相当因果関係は前記1のとおりであるから、避難継続との相当因果関

係を検討する。

(1) 放出された放射性物質からの評価

本件区域外原告ら等として、本件区域外原告ら等の本件事故時住所地に居住し続けた場合の自らの被ばく放射線量を知ることは、本件事故当初の時期においては不可能であったと認められる。そして、放射線の健康影響に関しては、 100 mSv 以下の低線量被ばくも高くない確率ではあるががん死リスクの増大につながり得るものであり、そのようにがん死リスクが増大すると考えるLNTモデルが有力な見解であり、一般通常人が科学的に真実であると考えることが合理的であると認められるものであること（本件LNTモデル認定）、被ばくによるがん以外の疾病のリスクも科学的に否定はできないこと、放射線による危険性は、最悪の場合、死亡という生命に対する不可逆的被害をもたらす得るものであって、複雑かつ専門的で、専門家の間でも議論があることが認められ、さらにその未知性因子の高さから直感的な認知としてはリスクが高いと認知されやすくなるとの指摘があることも認められる。さらに我が国は、唯一の原爆被爆国でありチェルノブイリ原発事故の存在から「放射線」や「放射能」に対する恐怖感が広く人口に膾炙していることは公知の事実といえる。以上からすると、少なくとも本件事故発生から一定の期間経過後までは、本件原発周辺地域である本件区域外原告ら等の本件事故時住所地において、本件事故によって放出された放射性物質による健康被害の可能性が相当程度あると判断することは合理的である。

他方で上記のような危険性があるとしても、程度によっては、回避行動が常に法的な相当性を有すると解することはできず、客観的な危険性の内容や程度を勘案して、当該回避行動が損害賠償の対象となるほどの相当性を有するものかを判断すべきである。そこで、本件事故後の本件区域外原告ら等の本件事故時住所地における放射性物質による客観的な健康に対する危険性を検討するに、本件事故後の本件区域外原告ら等の本件事故時住所地（いわき市、郡山市、福島市）における空間線量率は、平成23年4月から同年12月までにおいて、年間追加被ばく線量 1 mSv

を下回る数値から10mSv前後に相当する値であり、特に、同年12月の段階においては年間1mSv未満～約5mSvであって、その後も漸減したと推認できる。そして、LNTモデルを前提にしたときの年間5mSvのがん死リスクは、0.0275%（100万人に275人）、年間1mSvのがん死リスクは0.0055%（100万人に55人）となり、他疾病のリスクは数値化することはできない。以上のことを考慮すると、原則として、平成23年12月まで、本件区域外原告らの本件事故時住所地において、本件事故において放出された放射性物質による健康被害の危険性を考慮し避難を継続することは合理的であると認められ、それを超えては合理的であるとまでは認めることができない。原告らの主張する土壤の汚染状況からの内部被ばくの危険性を考慮しても、この判断は左右されるものではない。

(2) 本件事故の進展による放射性物質汚染の拡大可能性についての評価

本件事故直後の本件事故状況の悪化、避難指示の拡大、見通し不透明な旨の報道等からすれば、被告東電が平成23年4月17日に本件事故収束に向けた道筋の策定を公表するまでの間、本件原発周辺地域である本件区域外原告ら等の本件事故時住所地において、本件事故が進展し、本件原発からさらなる放射性物質が大量に放出され、その結果居住者の健康に被害をもたらす危険があると判断することは合理的であるばかりか、むしろ当然である。同日以降についても、同年12月16日の被告東電によるステップ2完了の確認までの間は、ステップ1、すなわち「放射線量が着実に減少傾向になっている」状態に至った後であっても、臨界の可能性が指摘され、新聞報道されるなどしていたものであるから、本件原発周辺地域である本件区域外原告ら等の本件事故時住所地において、本件事故が再び進展する危険があると判断することは合理的であるといえる。そうすると、本件事故の進展による放射性物質汚染の拡大及びそれによる健康被害の危険性の考慮は、本件区域外原告ら等の本件事故時住所地においては、原則として、同日の被告東電によるステップ2完了の確認後相当期間が経過した同月31日までの間は、本件区域外原告ら等の本件事故時住所地からの避難行為（継続）の合理性を基礎付ける事実となるというべ

きである。他方で、同日以降については、本件原発は「冷温停止状態」に達し、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」ことが確認され、その旨の報道がされたものであるから、同日時点で、客観的に本件原発は上記状態にあり、本件区域外原告ら等の本件事故時住所地に、その居住者の健康に対して客観的又は具体的な危険を生じさせるほどの放射性物質を拡散させるおそれは低くなったものであって、そのことを本件区域外原告らは知り得たと認められるものであって、本件事故の進展による健康被害の危険性の考慮は、原則として、本件区域外原告ら等の本件事故時住所地からの避難継続の合理性を基礎付ける事実ということとは困難であると言わざるを得ない。

(3) 小括

以上のとおり、本件事故によって放出された放射性物質によっても、本件事故の進展に伴う放射性物質汚染拡大可能性による健康被害の危険性の考慮によっても、原則として、平成23年12月までは本件区域外原告ら等の避難継続の合理性が基礎付けられるというべきであるが、平成24年1月以降については、これを基礎付けるものということとは困難といわざるを得ない。

ただし、18歳未満の子供及び妊婦については、少なくとも100mSv以上の被ばくに際しての発がんについて放射性物質に対する感受性が高いとされているので、合理的な一般人において、低線量被ばくにおいても同様と判断することは合理的であるから、同日以降であっても、相当な期間の避難は合理的と解すべきである。そこで、相当な期間であるが、本件事故から原則として相当と認める期間が約8か月であるから、同程度の期間である8か月（平成24年8月まで）と解することが相当である。そして、18歳未満の子供又は妊婦が家族にいるとき、家族は本来同居し、助け合うことが原則であるから、その家族とともに避難等した者についても同様と解される。

なお、以上は原則であり、本件区域外原告ら等の個別事情によって、平成25年3月までの避難継続について本件事故との相当因果関係を認めるべき本件区域外原

告ら世帯も存在する。

3 損害

(1) 交通費，生活費増加分，家具家財道具費用について

当裁判所は，個別の原告らにつき避難開始及び一定期間の避難の相当性を認めた上（本件区域外原告らについては，前記2(3)参照），交通費のうち避難に伴う移動費，家族別離のときの家族等の面会のほか，一時帰宅のための費用のうち，相当なものについては，本件事故による損害と認めた。なお，その額について個別の原告らごとに証拠等に基づき認定できるときは，それによることとするが，具体的な主張，立証に乏しく，個別認定ができないものについては，それを負担した者がその負担を余儀なくされた点を慰謝料の増額費用として考慮することとした。

次に，当裁判所は，生活費増加分につき，個別の原告らの避難の相当性が認められた場合，新たな環境で生活をするものであるから，通常的生活費等の負担が一定程度増加せざるを得ないことは容易に推認できるところであり，そのような増加額は本件事故と相当因果関係があるというべきであるものの，現実には負担が増えるものも減るものもあるから増額したものをそのまま生活費増加分と考えることは困難であること，現実が増えた場合においても，それから得た新たなサービスや物品については，個別の原告らの新たな利益となるものもあることも総合すると，特定した額を損害と認定することは困難であって，本件事故による避難によって，一定の生活費増加分の負担を余儀なくされたことを，慰謝料の増額事由とする限度で斟酌することが相当であり，その額を，各人について1月1万円程度と算定した。

さらに，当裁判所は，家具家財道具等の購入費用につき，本件事故による避難によって，一定の家具家財の購入を余儀なくされたことを慰謝料の増額事由とする限度で考慮した。その額であるが，単身世帯については5万円程度，それ以外の世帯については10万円程度と解することが相当と判断した。

(2) 慰謝料について

当裁判所は，本件区域外原告らの最終的な慰謝料額につき，本件区域外原告らの

被侵害利益の性質が本件居住地決定権侵害であること、各原告の避難を余儀なくされた期間、本件事故によって避難を余儀なくされた経緯、避難によって被った不利益等、上記(1)において慰謝料の増額事由と解すべきものと指摘した点のほか一切の事情を考慮すべきところ、その算出に当たっては、人身損害の慰謝料の算定において裁判実務で一般的に用いられていることの多い「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」（平成23年）財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部著等で定められた入通院慰謝料額等の一般的に裁判実務等で認められている慰謝料額を参考とすることが相当であると判断した（当庁平成30年2月7日言渡判決平成26年(ワ)第33633号参照）。

第7 当裁判所の判断の要旨④相当因果関係及び損害各論

1 本件区域外原告らについて

当裁判所は、本件区域外原告らについての個別の事実認定に基づき、別紙認容額等一覧表記載のとおり、5名の本件区域外原告らを除く本件区域外原告らの請求を一部認容し、5名の本件区域外原告らの請求につき、被告東電の既払額を超える損害があるとは認められない等の理由から棄却した。

請求の一部を認容した本件区域外原告らの、被告東電の既払額を控除する前の慰謝料額として当裁判所が認める額は、70万円から200万円である。

2 世帯番号8の原告（原告8）について

(1) 原告8の避難と本件事故との相当因果関係

当裁判所は、平成23年4月22日に緊急時避難準備区域に指定され、同指定は同年9月30日に解除された地域に居住していた原告8につき、平成24年8月までの避難継続と本件事故との相当因果関係を認めた。

(2) 原告8の被侵害利益及び慰謝料

当裁判所は、原告8の避難のうち平成23年9月30日までは事実上強制されたものであったといえ、よって原告8は本件事故により居住、移転の自由自体を侵害されたものと評価し、また、緊急時避難準備区域の指定が解除された後も、平成2

4年8月までは、居住地決定権を侵害されたものと評価した。そして、原告8に係る精神的苦痛に対する慰謝料額につき、その選択に当たって従前の生活状況を回復させるという負担を加味しなければならないことになるのであるから、上記居住地決定権の侵害の程度を評価するに当たっては、原告8の従前の生活状況及び9月30日までの約7か月間にわたる事実上の避難強制等の本件事故による従前の生活基盤の変容状況、その変容状況を回復する困難性等を斟酌することが相当であるとして、210万円と考えることが相当であると判断した。

(3) 原告8についての結論

原告8について認容すべき額は、別紙認容額等一覧表記載のとおりである。

以上